

仕様書

1 契約件名

令和6年度 一般定期健康診断及び情報機器作業検診業務委託

2 対象者

富山労働局、県内各労働基準監督署、県内各公共職業安定所（出張所含む）及び付属施設に勤務する全職員及び対象となる非常勤職員（公告現在で正確な人数が不確定であるが、概ね別紙1に示す人数が見込まれる）。

健康診断種類	対象者
一般定期健康診断	全職員（人間ドック受診者を除く） 対象となる非常勤職員
情報機器作業検診	情報機器作業に従事する職員 情報機器作業に従事する対象となる非常勤職員

3 検査項目

別紙1のとおり

4 実施方法

- (1) 一般定期健康診断と情報機器作業検診を同時に実施すること。
- (2) 検診車を使用した巡回検診とし、別紙2の全ての所属（富山労働局、県内の各労働基準監督署、各公共職業安定所）で健康診断を実施すること。
なお、胃検診は、各所属の受診者数に応じ、富山労働局と調整の上、会場を集約して実施することとする。
- (3) 巡回検診には、医師、診療線放射技師及び看護師等を配置すること。

5 実施期間

富山労働局と日程調整の上、令和6年8月末日までに全ての健康診断を完了させること。

但し、業務の都合等により指定の会場で受診できなかった職員等については、令和6年10月末日までに受注業者の保有する施設で受診させることとする。

また、やむを得ない事情により上記期日までに健康診断を完了できなくなった場合は、それが分かった時点で早急に富山労働局に連絡すること。双方協議のうえ日程を再調整することとする。

6 健康診断結果の分析及び報告

健康診断の結果は必要な分析を行った上でデータ処理を行い、受診者に対する通知及び健康管理者である富山労働局に対する通知を、それぞれ健診実施日の翌月末日までに富山労働局に提出すること。この場合、受診者あての通知は、個人ごとに封筒詰めしたものを所属及び対象者ごとに取りまとめ提出することとし、富山労働局あての通知は、受診者ごとに A4 サイズの紙媒体で提出するとともに、職員及び非常勤職員の特定健康診査項目の結果について電子媒体[国が示す電子的標準様式(XML形式)]で提出すること。なお、紙媒体で提出するものは職員種別及び所属ごとに取りまとめ、名前をあいいうえお順にした上で提出すること。加えて電子媒体で提供する特定健康診査項目の結果については、40歳以上と39歳以下を分けて提出すること。

また、都合により所定の日時に受診できなかった者の結果は、随時上記の方法により提出すること。

なお、健康診断結果を提出する際は、富山労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行うこと。検査の結果、不備が判明した場合は、必要な修正を行った後、指定した日時までに修正が反映された健康診断結果をすべて提出すること。

7 再委託について

- (1) 契約業者は、委託業務の全部を第三者(契約業者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- (2) 契約業者は、再委託する場合には、別添契約書条項に定めるとおり、発注者に「再委託に係る承認申請書」を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。
- (3) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) その他の詳細は、別添契約書条項に定める通りとする。

8 業務委託契約者

- (1) 個人情報保護法に基づき、個人情報の管理を徹底すること。
- (2) 「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格 ISO/IEC27001 又は日本産業規格 JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ15001)」のうち、いずれかを取得していること。
- (3) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。

9 個人情報の取扱い

(1) 管理体制

個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、個人情報の管理状況を記録すること。また、本業務の管理責任者、その他本業務に携わり個人情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、生年月日、所属部署、役職名等を記載した名簿を作成し、富山労働局に提出すること。

(2) 作業場所等

本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。

また、本業務で使用する機器に対し必要なセキュリティ対策等を講じること。

さらに、データ及び資料の保管場所における情報漏えいを防ぐため、資料等は鍵付きの棚で保管するなど個人情報の取り扱いには十分留意すること。

1.0 立入調査の実施

富山労働局が必要であると判断した場合は、本業務の履行状況を監督するため、履行開始時（契約後おおむね1か月以内）に委託業者の作業場所やデータ保管場所の立入調査を行うこととする。ただし、データの保管にクラウドサービスを利用している等の理由により、データの保管場所への立入調査が困難な場合については、クラウドサービス業者との契約内容にセキュリティ上の問題がないことの説明の聴取をもって、立入調査に代えることができることとする。

1.1 窓口の設置

厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているため、仕様書様式1「契約に関する通報窓口」を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を仕様書様式2「通報窓口の周知完了報告書」により富山労働局に報告すること。

1.2 進捗管理及び問題発生時の対応のあり方

(1) 定例会議（打ち合わせ）について

作業の進捗状況等の確認を行うため、富山労働局の担当職員との会議（打ち合わせ）を定期的に行う。

(2) 問題発生時の連絡体制について

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

（事業担当）富山労働局 総務部 総務課 総務係 大島

（契約担当）富山労働局 総務部 総務課 会計第一係 鳥養

電話 076 - 432 - 2727

1.3 契約履行後のデータ及び資料の廃棄

本業務で作成したデータ及び富山労働局から提供した資料等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は富山労働局から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、仕様書様式3「令和6年度 一般定期健康診断及び情報機器作業検診業務委託に係るデータ等の利用後の廃棄について」を富山労働局に提出すること。

1.4 その他

満30歳以上50歳未満の職員及び非常勤職員が受診した胃部エックス線検査（間接撮影）の費用は全額又は一部を厚生労働省共済組合富山労働局支部長（以下「共済支部」という。）が支出するため、入札落札者は、本契約とは別に、共済支部とこれに係る契約を締結することとなる。

契約に関する通報窓口

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者が厚生労働省との契約に違反する行為を行っている場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう省内に専用窓口を設置しています。

承認を受けずに、業務の一部を別の業者に再委託している…

終了後破棄しなければならないデータを、破棄せず社内に保管している…

こんな時は、**通報窓口**に連絡してください！

郵 送

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室 宛

F A X

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
03-3595-2121

メール

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

※通報窓口は、通報の受付に際して、通報者が特定されないこと、通報者が不利益を被らないこと、通報者の個人情報保護することなどについて、十分に配慮いたします。

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

印

当社が富山労働局と契約しました「令和6年度 一般定期健康診断及び情報機器作業検診業務委託」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

（ 掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。）

【周知内容】

（ 周知した内容を具体的に記載すること。）

令和 年 月 日

令和 6 年度 一般定期健康診断及び情報機器作業検診業務に係るデータ等の
利用後の廃棄について

受託者名

印

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

(該当する データの媒体等と その廃棄方法の両方に をつけてください。)

- ・ 電磁的記録媒体 裁断
- ・ 紙媒体 焼却 or 溶解 or 裁断
- ・ 外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ データ消去
- ・ その他 (媒体等の種類を記載) (廃棄方法を記載)
と の組み合わせがない場合も「その他」に記載願います。

2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

上記 1 の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。

検査項目	対象者	受診見込者数
基本的な項目 ・医師による診察(既往歴・業務歴、自・他覚症状の有無等の調査) 身長、体重、BMI、腹囲(労働安全衛生規則に係る告示に定める基準による) ・特定健康診査健診項目のうち既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)にかかる標準的な質問 ・視力測定、聴力測定(1000Hz、4000Hz) ・胸部エックス線検査(直接撮影) ・尿検査(糖、蛋白、潜血) ・血圧測定(収縮期、拡張期) ・肝機能検査(GOT・GPT・ - GTP) ・血中脂質検査(中性脂肪、HDL - C、LDL - C) ・貧血検査(赤血球数、色素量、ヘマトクリット値) ・血糖検査(空腹時血糖) ・40歳以上の職員を対象として、空腹時血糖が測定できなかった者に対するHbA1C ・尿糖陽性者に対する糖尿病検査(HbA1C)	1 職員 2 再任用職員 3 相談員・事務補佐員(一定の要件を満たす者)	142 名 16 名 196 名
心電図検査(安静時、標準12誘導)	1 職員(満35歳、満40歳以上の者及び希望者) 2 再任用職員 3 相談員・事務補佐員 (定期健診受診者のうち満35歳、満40歳以上の者)	66 名 16 名 177 名
胃部エックス線検査(間接撮影)	1 職員(満50歳以上の者及び希望者) 2 再任用職員 3 相談員・事務補佐員 (定期健診受診者のうち満50歳以上の者)	44 名 14 名 118 名
大腸がん検査(ヒトヘモグロビン免疫法、2回採取法)	1 職員(満40歳以上の者及び希望者) 2 再任用職員 3 相談員・事務補佐員 (定期健診受診者のうち満40歳以上の者)	51 名 16 名 166 名
喀痰細胞診検査	1 職員 2 再任用職員 3 相談員・事務補佐員 1日の平均喫煙本数×喫煙年数=600以上 且つ満50歳以上の者	3 名 2 名 5 名
B型肝炎検査(HBs抗原)	1 職員(満40歳以上の希望者) 2 再任用職員(満40歳以上の希望者)	16 名 7 名
C型肝炎検査(HCV抗体)	1 職員(満40歳以上の希望者) 2 再任用職員(満40歳以上の希望者)	16 名 7 名
前立腺がん検査(採血によるPSA測定)	1 職員(満50歳以上となる男性のうち希望者) 2 再任用職員(満50歳以上となる男性のうち希望者)	16 名 18 名

2 情報機器検診

検査項目	対象者	受診見込者数
問診 検査項目 視力検査(5m、近見50cm) 調節機能検査(近点距離、輻輳近点) 眼位検査 筋骨格系検査 屈折検査(オートレフラクトメーター、レンズメーター)	1 職員(全員) 2 再任用職員(全員) 3 相談員・事務補佐員(一定の要件を満たす者) 検査対象は、上記1～3の対象者のうち自覚症状を訴える者	1 職員 問診 252 名 検査 45 名 2 再任用 問診 48 名 検査 7 名 3 相談員等 問診 308 名 検査 57 名

昨年度の実績を基に算出

名称	郵便番号	住所	電話番号
富山労働局 労働基準監督署	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号	076-432-2727
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号	076-432-9537
高岡	933-0046	高岡市中川本町10-21	0766-23-6446
魚津	937-0801	魚津市新金屋1-12-31	0765-22-0579
砺波	939-1367	砺波市広上町5-3	0763-32-3323
公共職業安定所			
富山	930-0857	富山市奥田新町45	076-431-8609
高岡	933-0902	高岡市向野町3-43-4	0766-21-1515
魚津	937-0801	魚津市新金屋1-12-31	0765-24-0365
砺波	939-1363	砺波市太郎丸1-2-5	0763-32-2914
滑川	936-0024	滑川市辰野11-6	076-475-0324
氷見	935-0023	氷見市朝日丘9-17	0766-74-0445
小矢部出張所	932-0833	小矢部市綾子5185	0766-67-0310